エイブリズムに対抗する実践

―香港障害者差別禁止条例制定過程を対象として―

Practices against Ableism: Focusing on the Process of Enactment of Anti-discrimination Legislation for Disabled People in Hong Kong

> 福山市立大学都市経営学部特任講師 後藤悠里 GOTO, Yuri

0. はじめに

私たちの社会は、「できること」が望ましいとされる社会である。いいかえれば、私たちの社会はエイブリズム(Ableism)¹⁾ の影響下にある(Shildrick 2012、Goodley 2014 など)。人びとの意識の中にある障害者差別を問題視する障害学者は、エイブリズムにどう抗うかという課題に取り組んできた。その中で、エイブリズムに抗う可能性を持つ実践についても検討が加えられた。

しかしながら、取り上げられた実践は一時的、 局所的なものに過ぎない。エイブリズムが私たち の社会に根深く残っていることを考えれば、より 根源的な実践を議論の俎上に載せて、分析を行う 必要があるのではないか。

本稿では、制度生成の場面における相互行為に 焦点を当てる。ここで取り上げる制度生成場面は、 障害者差別禁止法制定過程である。この過程にお いて、社会運動団体は行政府、他の社会運動団体、 メディア、一般市民などとかかわりを持っており、 香港全土を巻き込んだ活動を行ったといえるから である。本章の目的は、香港障害者差別禁止条例 制定運動がどのような性質を持つものだったの か、そして、どのような背景の中で成立したのか について明らかにすることで、エイブリズムに抗 う可能性を示すことにある。

1. 分析の視角

障害学者は、障害者差別の背景にエイブリズムというイデオロギーを想定している(Shildrick 2012, Goodley 2014 など)。エイブリズムにおいては、「完全な」人間像が想定されている。そして、完全な人間像から離れた人びとは不完全な人間であり、劣った存在とされる。実際には、完全な人間像に一致する人間はほとんど存在しない。しかしながら、不完全な人間すべてが劣った存在とされるわけではない。正常と障害との間に恣意的に境界線が引かれ、障害を持つとされた人びとがエイブリズムの対象となる。

エイブリズムは社会全体の中に浸透している。したがって、障害者もエイブリズムを内面化している。エイブリズムを、障害者と障害のない者との対立構図の中で捉えることはできない。むしろ、エイブリズムは、一人一人の考え方を超越した思想であると考えたほうが正確であろう。もちろん、エイブリズムとどのように距離を取るのかは、個人の選択に任せられている。障害者を差別しないという立場を選択することも可能である。しかし、いずれにせよ、エイブリズム社会に生きる誰もが、エイブリズムの影響を受けている。

ダン・グッドリィは,エイブリズムをさまざまな差別の基底にあるものとして捉えている

(Goodley 2014: 22)。つまり, エイブリズムから, 障害者差別や, ヘテロセクシズム, セクシズム, レイシズムが生じるとする。これまで, セクシズムやレイシズムについては, 能力と属性を切り離す取り組みがさまざまな領域で進められてきており, エイブリズムとの切り離しは成功しつつあるといえる。

しかし、障害という概念は、定義上、「できない」 ことである。もちろん、その原因を個人に求める のか、または、社会に求めるのかによって、対応 は異なる。しかし、障害者が、少なくとも現時点 で、できないことがある、または、できなくさせ られているということには変わりがない。つまり、 障害者であることは、「できること」を望ましい とする、社会の原理と根本的に反している。

では、エイブリズムにどのように対抗すればよ いのだろうか。フィオナ・クマリ・キャンベルは、 1970年代の日本の「青い芝の会」の活動を取り 上げている (Campbell 2012: 227)。青い芝の会 は1970年代に最も過激に活動した障害者団体で ある。彼らは脳性麻痺者の団体であり、現在の社 会においては「殺される者」となっていると自分 たちを位置づけ, 社会に対する抗議活動を行った。 キャンベルが取り上げているのは、原一男監督が 「青い芝の会」の活動を撮影した『さようなら CP』という映画である。『さようなら CP』の印 象的なシーンは、脳性麻痺のために歩行が困難な 男性が膝を地面につけて、まるで足で歩いている かのように、横断歩道を渡っていくシーンである。 この歩行スタイルで横断歩道を渡るのは時間がか かり、青信号が点滅しているが、男性は気にせず に歩いていく。もちろん、車いすで渡れば早いの かもしれない。しかし、彼が目指していることは、 障害者が社会に合わせることではなく、社会が障 害者に合わせることである。キャンベルは、この 行為を高く評価する。なぜならば、障害を持つこ との否定性が隠されていないからである。した がって, こうした活動は, エイブリズムへの抵抗 になりうるのである。

しかしながら,このような実践は一時的,局所 的なものに過ぎない。エイブリズムが私たちの社 会に根深く残っていることを考えれば、より根源 的な実践を議論の俎上に載せて、分析を行う必要 があるのではないか。

ところで、エイブリズムはある種の「制度」であると捉えることができる。西原和久(2003: 252)は、制度生成について取り上げた社会学者として、エミール・デュルケムを挙げ、「集合的沸騰」に関する議論を提示する。デュルケムは集合的沸騰について以下のように述べている。

事実,文明が立脚している偉大な思想が構成されるのはこの種の沸騰期においてである。創造期もしくは革命期というのは各種の状況の影響の下に人々が今までよりもっと密接に結合されるようになり、会合、集会が更に頻繁となり、相互関係が更に深くなり、観念の交換が更に活発となっている時期である(Durkheim 1924=1985: 125)。

「沸騰期」状態にある社会では、普段は出会わない人びとが出会い、交流が行われる。加熱された水の中で、分子の動きが活発になり、より自由に動き回るように、人びとも動き回る。つまり、「沸騰期」状態においては、相互行為が増加する。そして、相互行為の中で、「偉大な思想」が作り上げられていく。

したがって、エイブリズムに対抗する実践も、集合的沸騰の中で生み出されていく可能性がある。では、すべての集合的沸騰を観察すれば、エイブリズムに関する新しい実践が発見できるのだろうか。その答えは否である。なぜならば、集合的沸騰状態は、誰にとっても制御不能な状態だからである(Durkheim 1924=1985: 125)。さまざまな意味づけが生み出される可能性があるが、方向づけをもたない。そのため、特定の意味が生み出される可能性は少ない。エイブリズムに関する新しい実践の発見のためには、方向づけを与えられた集合的沸騰状態を考察する必要がある。それは、差別禁止を目指す運動である。具体的には、差別禁止法制定過程を考察の対象とすることによって、差別に関する新しい意味を見出すことが

できるようになるだろう。

そして,エイブリズムへの対抗戦略として,「多声性」を取り上げたい。「多声性」は,ミハイル・バフチンが,ドストエフスキーの小説の中に見出した特徴である。バフチンは以下のように述べる。

ポリフォニーの本質は、まさに個々の声が自立したままにとどまっており、そのようなものとしてホモフォニーよりも高次の統一性のなかで組み合わさっている点に存するのである(Бахти́н 1929=2013: 49)。

『カラマーゾフの兄弟』に見られるように、ドストエフスキーの小説においては登場人物が「個々の声」を自立した形で持つ。著者は自分の登場人物に自分の思想を押し付けることなく、登場人物は自分の意見を自由に語るのである。

ドストエフスキーの小説において、一つ一つの 声は自立しているが、それらの声は孤立している わけではない。たとえ、独り言のようであっても、 そこには他者との対話がある。バフチンのポリ フォニー概念は、対話を前提としている(cf. 桑 野 2011: 127)。構成する「声」の一つ一つは自立 性を持ちながら、かつ誰かとつながっている。こ のことから、「多声性」を、対話を介した意見が 複数存在している状態と定義することができる。 本稿では、バフチンによる「多声性」を分析の視 角として用いる。

なぜ、「多声性」が必要なのだろうか。エイブリズムの影響を受けない単一の声というものがありうるのではないか。ここに、社会運動団体の課題がある。シドニー・タローは、その課題を、既存の「制度の論理や価値に染まってしまう」こととする(Tarrow 1998=2006: 341)。社会運動団体は自分の目的を達成することを目的とする。その際、社会運動団体はさまざまなアクターと相互行為を行う。さまざまなアクターはエイブリズムの影響を受けている。そうしたアクターとのやり取りを行う際に、エイブリズムに取り込まれる可能性は十分に考えられる。

たとえば、ある法律の制定を目指している団体

を考えよう。その団体は政府や議会や官僚など、さまざまな人びとに働きかけをしなければならない。政府も議会も官僚も、エイブリズムの影響を強く受けた組織である。その中でうまく自分たちの目的を実現するためには、エイブリズム的な戦略を取る必要が出てくる。つまり、彼らを説得するための論理を用意し、的確に論理を伝えることが必要になる。そして、そうしたことができない人びとは、運動から排除されていく。このように、エイブリズムの影響を受けないモノローグ的な声は存在することができるが、根本的な社会変革を起こすことは難しい。そこで、多声性を確保することが必要となる。

2. 本研究の対象

本研究では、香港の障害者差別禁止条例制定の 推進運動を対象とする。香港における障害者差別 禁止条例は、障害者施設に対する妨害活動、なか でも、障害者施設への投石事件をきっかけに成立 した。これらは障害者の存在を否定する活動であ るから、健常であることを規範とするエイブリズ ムの発露であるといえる。香港において、障害者 差別禁止条例制定の推進運動はエイブリズムへの 抗いでもあった。

障害者差別禁止条例に関わる立法会議事録には、「香港社会服務連会(Hong Kong Council of Social Service)」、「香港復康連会(The Hong Kong Joint Council for People with Disabilities)」(Legislative Council 1995.07.28:6390)、「愛滋病組織反差別連席会議(The Coalition of AIDS Organizations Against Discrimination)」²⁾(Legislative Council 1995.07.28:6352)の3団体について言及されている。また、「反差別大連盟」(Movement Against Discrimination)は、立法会・法案委員会の公聴会に出席した(University of Hong Kong 1999:33-38)。

本章では、この中でも「香港復康連会」の下に 設けられたタスクグループ、および反差別大連盟 を対象とする。なぜならば、香港社会服務連会リ ハビリテーション部と香港復康連会は、以下に述べるように、実質的に同じ組織であるからである。また、タスクグループのもとには、「愛滋病組織反差別連席会議」の中心的な存在である、エイズ財団の代表も参加していた。したがって、タスクグループと反差別大連盟2つを見ることにより、香港の障害者差別禁止条例制定推進運動の全体像を把握することができる。

この2つの組織の歴史について言及する。「香港社会服務連会」は1947年に設立され、1951年に法人化された。この会は、障害者だけでなく、地域社会全体の家族や高齢者の福祉の向上のために活動してきた(Hong Kong Council of Social Service 2011)。一方、「香港復康連会」は1964年に設立された。この会は障害者のための包括的な非政府組織である(Joint Council 2010)。1965年に香港復康連会は香港社会服務連会に編入され、香港社会服務連会のリハビリテーション部門となった。したがって、この2つの組織を1つの組織とみなすことができる。

1994年には、香港社会服務連会リハビリテーション部の下に「障害者のための反差別立法に関するタスクグループ」が結成された(Hong Kong Council of Social Service 1994.09: 4)。委員長は盲人団体に所属する陳荘有、副委員長は香港復康連会の蔡海偉であった。メンバーは社会服務連会リハビリテーション部(香港復康連会)の運営委員会から自発的に参加した者たちである(荘陳有氏へのインタビュー 2012.02.18)。資料で確認できる範囲では15人のメンバーがおり、香港盲人会、香港聾人福利促進会、香港傷健協会、エイズ財団、病人互助、香港弱智人家長連会のメンバーで構成されている。

一方,反差別大連盟は,香港城市大学のスタッフが中心となって結成したネットワークである。代表は麥海華である(South China Morning Post, 14 April 1995)。彼らは,差別問題に関心をもって,障害者差別禁止条例制定活動に参加した。その点で,反差別大連盟は,障害者運動というよりも,人権運動を行っていた(謝永齢氏へのインタビュー 2012.02.16)。彼らが活動を始めた

きっかけは、知的障害者が展覧会から排除された事件を聞き、デモンストレーションを組織したことである(謝永齢氏へのインタビュー 2012.02.16)。1994年度の活動報告では、新界の女性の相続権に関する差別撤廃を求める署名活動・総督への陳情・討論番組への出演が挙げられている(Mak 1999: 8-9)。また、家庭内労働者のフィリピン人に対する差別撤廃についての記者会見、フィリピン人のための日曜活動センターに反対する区議会への抗議活動、活動センター開所セレモニーへの援助なども行っている(Mak 1999: 8-9)。

本稿はこの2つの組織に所属した対象者に対するインタビュー調査を用い、エイブリズムに対抗する実践を明らかにすることを目的とする。インタビューにて言及された事柄に関しては、資料を基に裏付けを行っている。語られる内容は必ずしも事実とは限らない。しかし、「多声性」の概念の構成要件である対話は、主観的な声の中からしか見いだされない。繰り返しになるが、バフチンがドストエフスキーの小説に見出した「多声性」が「内なる対話」を含むように、「多声性」は必ずしも、客観的に観察できるとは限らないからである。

3. 香港障害者差別禁止条例制定過程

法制定過程においては、立法府、行政府、社会 運動団体、マスメディア、一般市民というアクター を一般的に想定することができる。香港の障害者 差別禁止条例制定にあたって、それぞれのアク ターがどのような特徴を持っていたのかについ て、関連する範囲で言及する。

法律を作る立法府は最も重要なアクターである。議員は法案の提出(香港においては限定的であったが),議論を通した法案の内容の変更,そして,最終的に法案を成立させることができる。議員の関心は,一般的に,再選にある(森脇2010:82)。したがって,自分を支持する人びとからの票を得られるよう活動する。香港の議員は主に,職業別選挙区から選出されており(「商界」

「医学界」など),自分たちの支持基盤の利益を守ることがより求められている。障害者差別禁止条例制定を主導した立法会議員・胡紅玉は,香港総督クリストファー・パッテンによって指名された,数少ない議員の一人であった。彼女は,次の選挙に出ないことをほかの議員に伝え,ほかの議員からの支持を得たと述べている(胡紅玉氏へのインタビュー 2010.08.02)。

行政府もまた,重要なアクターである。香港は「行政国家」と呼ばれている。大部分の政府の決定が総督から行政機関に委ねられており,西欧諸国に比べて官僚の力が強い(Cooper and Lui 1990: 334)。障害者差別禁止条例制定過程においても,行政府は法案の作成を決定し,法案の内容を作成した。

1995年当時,香港の政治や経済を司っていた香港政庁は,レッセフェールの方針を掲げ公共財の提供と市場の失敗を自らの役割とした(谷垣1997:345)。政府に頼ることができない中で,香港の人びとの福祉を担ったのは,家族や海外の慈善組織,華人同士のネットワーク組織であった(沢田2003:141)。香港においては,何か困りごとがあるときに,団体を作るということが一般的に行われている。イギリス植民地政府も,組織に財政的な援助を与えることで,困りごとは香港人自身に解決させるという方針を取っていた。香港復康連会もまたその一例である。

マスメディアは、立法・行政・司法に加えた、「第4の権力」と呼ばれ、権力を監視する役割を担うとされる(森脇 2010:96)。それに加え、マスメディアは世論を形成したり、誘導したりする力を持っている。

3-1. 香港復康連会

①立法府

立法府への活動として,香港復康連会は,法案 についての意見書(ポジションペーパー)の提出, 議員へのロビイングを実施した。

その中でも、議員への働きかけについてのイン タビュー対象者の語りを取り上げたい。障害者差 別禁止条例のもととなる平等機会法案を提出した 胡紅玉議員とは頻繁に会っていたと, タスクグ ループの代表と事務局担当者は述べている。

〔筆者:あなたはしばしば政庁の官僚や議員と会っていたのですか?〕はい。〔筆者:胡紅玉議員ともでしょうか?〕はい。時には、毎月会っていました(荘陳有氏へのインタビュー2012.02.18)。

差別事件前にも、私たちはすでにほかの法案の議論に参加していました。胡紅玉議員もいました。なぜならば、彼女は、リハビリテーションや障害、ジェンダーを含むさまざまな領域における平等機会〔に関する法案〕について、提案していたからです。ですから、彼女は私たちのところにも来て、私たちの見解を尋ね、私たちの協力を求めました(蔡海偉氏へのインタビュー 2012.02.14)。

元議員の胡紅玉もまた、彼らとのかかわりについて述べた(胡紅玉氏へのインタビュー 2010. 08.02)。

タスクグループが働きかけを行ったのは賛成派 の議員だけではない。1995年7月27日の制定前 日には法案成立に反対の意見表明をしていた議員 にも働きかけをおこなった。たとえば、経済界を 代表している議員たちに対して働きかけを行っ た。

〔筆者:経済界からの反対はなかったのでしょうか?〕そこまでの反対はありませんでした。エピソードがあります。障害者差別禁止条例の第二読会は2日にわたって行われました。1日目の議論は夜遅くまで続きました。その夜,私と荘陳有氏は経済界の一人の人物と会って話しました。その時,彼は何も言いませんでした。しかし次の日,彼は障害者差別禁止条例に賛成をしていました。それを見て,私は前日に彼を説得できたのだと思いました(蔡海偉氏へのインタビュー 2012.02.14)。

会社経営者を代表する経済界の議員たちにとっては、障害者差別禁止条例は自らの活動を制限し、ひいては損失をもたらす要因となりうる。しかし、タスクグループはそうした議員とさえも、「話し」、「説得」することができたのであった。このように、香港復康連会は議員への働きかけを行うとともに、賛成派の議員とは頻繁に「対話」を行っていた。

②行政府

行政府についても、言及がある。荘陳有は、行 政府のことを、「政庁(Government)」と呼んで いる。

タスクグループで働いていた時に、胡紅玉議員に会い、「政庁」に会って、自分たちの意見と法案を提供しました。〔筆者:「政庁」とはどういう意味でしょうか?「政府官僚(Government Officials)」のことでしょうか?〕はい。政府官僚です。政府官僚がいて、私たちに法案のドラフトを書くように依頼してきました。

タスクグループは政庁と障害者コミュニティをつなぐ役割を果たしていたと思います。...... [筆者:私は資料でアンナ・シェファードという名前を見たことがあるのですが〕ああ!アンナ・シェファード,アン!彼女は保健福祉局の人でした。彼女とも頻繁に会っていました。彼女はタスクグループに来ました(荘陳有氏へのインタビュー 2012.02.18)。

インタビューは法制定後20年後に行われた。 記憶をたどることに困難があることが予想された ことから,筆者は資料を確認しながら質問を行っ た。荘陳有は保健福祉局の政府官僚を含めた「政 庁」との意見交換や法案の提示などの協働があっ たことについて述べた。

蔡海偉はインタビューの中で,以下のように, 具体的な省庁名を挙げている。

政府が条例の制定を宣言した後、法務局が条 例の起草を担当するスタッフを数人配置したこ とを覚えています。法務局は私たちを訪ね、私たちの意見を聞きました。当時、担当者は海外の似たような法律についての情報をあまり持っていませんでした。なぜならば、彼はその仕事に就いたばかりだったので知らなかったのです。そのような法律が他の国にいくつあるのかも知らなかったのです。彼が私に会いに来たときに、私は彼に論文を渡したことを覚えています。その論文には、すでに10カ国以上の法律の内容が要約されていたと思います。法務局、つまりその官僚は非常に感心し、非常に参考になることに気が付きました。なぜならば、彼はそのような法律について何も知らなかったからです。すぐに、私は論文を作成し、同様の10つの条例の分析と要約をしました。

これ以外にも、法務局が技術的な面で法案を 起草したり、立法をしたりしていると思います。 そして、もう一つは保健福祉局です。保健福祉 局は政策を作る側にいます。保健福祉局は政策 側から, 条例の中に盛り込むべき内容について 決めています。つまり、保健福祉局が内容を決 めて、法務局が法案を起草するということにな ります。実際に、私たちは多くの時間、保健福 祉局の協力を得ながら密接に働きました。保健 福祉局の, 主に代表者と, 私たちは内容につい て, 条例の中に何を含むべきかについて議論し ました。そのため、私だけではなく、委員会全 体で内容について議論し、提案を作成しました。 私たちは保健福祉局と会って、私たちの提案に ついて議論し、彼らは意見を述べ私たちの意見 についても検討してくれました。

最終的には、私たちは保健福祉局と共にあり、彼らは私たちの提案の多くを採用してくれました。私たちが早くから取り組んでいたためだと思います。そして、私たちの個人的な意見や組織の意見だけではなく、海外の意見も参考にしました。そのため、保健福祉局にはかなり強い提案をしました。かなりの数の法案が出ている、つまり、全体の提案が取り入れられたと思います(蔡海偉氏へのインタビュー 2012.02.14)。

「政党が存在していないことや強い利益集団がなかったことから、行政部署や機関によって発展した専門知を除いた独立した専門知はほとんど発生していない」(Cooper and Lui 1990: 334)と言われるほど、専門知を独占していた香港行政である。しかし、「訪ねてきた」という言葉からは、行政が香港復康連会から専門知を学んだこと、そのうえで、「議論しました」「共にある」という言葉から、香港復康連会は行政府と密接に関係していたことがわかる。

③ 社会運動団体

先に述べたように、香港復康連会はさまざまな 団体から構成されていた。タスクグループ間では、 意見の相違はなかったと荘陳有は述べた(荘陳有 氏へのインタビュー 2012.02.18)。

しかし、タスクグループは、香港復康連会の外部の団体である反差別大連盟とは、かかわりそのものがなかった。

反差別大連盟が〔成立したのは〕かなり後の方ではなかったでしょうか。当時設立されてはいなかったのではないでしょうか。数年前に成立しました。法律が制定された後です。したがって、当時彼らが主要な役割を果たしたということはありません(蔡海偉氏へのインタビュー2012.02.14)。

先に述べたように、反差別大連盟は障害者差別禁止条例制定の動きが始まった当時にはすでに設立されており、この語りは事実と異なる。しかし、この語りが示しているのは、主観的な認識である。つまり、香港の障害者差別禁止条例制定過程において、タスクグループのメンバーにとっては、反差別大連盟は認識されていなかったということである。

4一般市民

一般市民を対象とした活動としては、国会議員 や公務員を講師に招いたセミナーやフォーラムが あった。これらは、情報提供と意見収集を目的と したものである。これらの意見は、政庁に提出されたポジションペーパーに反映された。1995年5月20日のフォーラムには、障害児の親の団体、エイズ団体、香港省のメンバーを含む約200人が参加した。しかし、ほとんどの場合、「より多くの人に障害者差別解消法案を知ってもらい、理解してもらうために、会は会員に関連情報を配布しました」(HKCSS 1995.09: 4)とあるように、この情報が提供されたのは、香港復康連会の会員にのみに対してだった。

⑤まとめ

香港復康連会の対話の対象は、立法府、行政府、 障害者団体である。これらの団体は公的な意味合いを持つ団体である。香港復康連会は長い歴史を 持ち、政庁とのつながりも深いことにより、こう した活動が可能となった。

3-2. 反差別大連盟

①立法府

香港復康連会同様,反差別大連盟もまた,胡紅 玉とかかわりを持っていた。

胡紅玉議員は立法会に5つの議員案を提示しました。平等機会法案は7つの領域を含んでいます。当時,彼女は私たちに呼びかけ,私たちは会議に参加し,協力し,平等機会法案の制定を促進しました(麥海華氏へのインタビュー2012.02.07)。

この語りからわかるように,反差別大連盟は障害者差別禁止条例制定の促進という点で,胡紅玉議員と協働していた。

②社会運動団体

反差別大連盟は、名前の通り、差別に反対する 人びとが集まる社会運動団体であった。インタ ビューの中では、反差別大連盟の参加者について の厳密な要件を持たなかったことが述べられた。 結果的に集まったのは、ラディカルな考え方を持 つ人びとであった。

通常、よりラディカルなグループが私たちに 加わりました。より保守的なグループは加わり ませんでした。実際のところ、保守的なグルー プは敵対的でした。20年前の話をしていると いうことを忘れないでください。当時、人びと はむしろ保守的でした。変化や地域でのインテ グレーションをしたいという時、まだそれは根 付いていませんでした。今とは違います。今は こうした言葉が普遍的に受け入れられているよ うに見えます。〔今は〕人びとを包摂しないこ とはありえません。しかし当時、精神病やエイ ズや知的障害者の話をする時、「私たちは彼ら とは違うものだ」と、距離を取られがちでした。 したがって、哲学的によりラディカルな人びと が私たちに加わりました。彼らはより包摂的で した (embracing)。一方、保守の人びとは自 分たちの利益を守る傾向にありました。「なぜ あなたは私たちのコミュニティに入ってくる の?」「私たちはここにフラットを買った。と ても高い。もしあなたが入ってくるのならば、 地価が下がってしまう」〔などと言っていまし た〕(謝永齢氏へのインタビュー 2012.02.16)。

障害者施設に反対する 1990 年代に起きた差別事件は、居住地域の価値を下げたくない地域住民たちの運動であったことが述べられている。自分たちの差別意識を示しているだけではなく、他者もまた同じような差別意識を持っていると、住民たちが感じていたことが示唆される。このような香港の状況において、「反差別」を掲げるこの活動に、ラディカルな人びとが参加してきたのは自然なことであろう。

一方, 反差別大連盟は香港復康連会をどう見て いたのだろうか。

[筆者:香港復康連会は主に政策作成者に焦点をあてていたのですか?]政策作成者と公的な団体ですね。私たちはインフォーマル〔な団体〕であることを忘れないでください。私たちはとてもインフォーマル〔な団体〕です。私たちはだからこそ、ダイナミックでした。私たち

は予算がなく、スタッフもおらず、数人の同僚 しかいませんでした。学生はたくさんいました。 [筆者:香港復康連会が立法者に焦点をあてる としたら、あなたたちは社会に焦点をあてたと いうことでしょうか?分業といっていいので しょうか?〕ある意味ではそうですね。彼らは より組織志向で、サービス〔提供〕志向でした。 私たちはより政治的で、問題を作り出し、より 多くの活動家がいました。私たちはアドボカ シーや人権について語りました。私たちはそこ まで人気があったわけではありません。私たち はサービス〔の提供をすること〕については語 りませんでした。サービス〔を提供すること〕 を支持していましたが、サービスを運営してい たわけではありません。したがって、観点の違 いがありました。そうですね、分業、何もかも できるわけではありませんからね(謝永齢氏へ のインタビュー 2012.02.16)。

香港復康連会は「フォーマル」,「組織志向」,「サービス〔提供)志向」であると語られている。 筆者が述べた「分業」という言葉に、メンバーは 同意している。ここからわかるのは、反差別大連 盟が香港復康連会の活動を認識しながら、違う領 域で活動を行おうとしていたことである。

③マスメディア

反差別大連盟の活動は直接行動に重心を置いていた。それは、メディア戦略のためであり、一般の人びとからの注目を集める目的があった。反差別大連盟のメンバーは自分たちの活動の哲学として、「活動を通して人びとのサポートを得ること」と述べている。

人手が足りなかったり、人数が数人しかいなかったりすると、注目を集めるのは非常に難しいです。しかし、人びとが何かを言うたびに、私たちはそこに行って抗議をしていたので、私たちは多くの注目をなんとか集めることができました。彼らが「ノー」と言えば、私たちは、「イエス」と言うのです。私は、活動を素早く反応

して行うことができるならば、注目を集めるこ とができると思います。あなたは新しいニュー スの種を作り出すことができます。そうすれば、 人びとは興味を持ってくれます。人びとはこん な話には興味がありません。人びとは活動に興 味を持ちます。したがって、抗議活動を行った りシュプレヒコールをあげたり、スローガンを 歌ったりすれば、メディアの注目を集めること ができます。もちろん、メディアに取り上げら れれば、私たちの立場や私たちが求めているこ とが何かについて知ることができるでしょう。したがって、運動は高い動員力を持ち、反 応が良くなければなりません。そこで、積極的 に動いているときには、毎日、早朝に新聞を読 んで、すぐに反応しなければなりません(謝永 齢氏へのインタビュー 2012.02.16)。

反差別連盟は先に述べたように、組織化されていない。実際のところ、抗議活動の参加者が5~6人であったこともあるという。小人数であっても、「素早く反応すること」「抗議活動を行ったりシュプレヒコールをあげたり、スローガンを歌ったりすること」を通し、ニュース価値を高めるようにしていた。その理由は、世間の注目を集めるためであった。

4)一般市民

香港復康連会は障害者団体の連合体である。一 方,反差別大連盟は個人でも活動に参加すること ができた。そこには障害当事者の姿もあった。

反差別大連盟の成立当時のミーティングのエピソードを謝永齢は語った。ある知的障害者の男性がミーティングに参加していたが、黙ったままであった。ある日の会議で彼は手を挙げて、「トイレに行ってもよいだろうか」と聞いた。彼は会議というものが何かわからず、トイレに行く許可も取らなくてはならないものだと思っていたのだった。会議に参加する中で彼は意見を述べることができるようになった。のちに彼は「会議に参加した当初、私はとてもおびえていた。私は何かを話そうとは思わなかった。聞いているだけで十分だ

と思っていた」と話したという(謝永齢氏へのインタビュー 2012,02.16)。

この語りでは、発言をすることのできなかった 当事者が、発言をできるようになった過程が描か れている。挙手のエピソードは、この当事者が会 議の進め方を知らなかったことを意味する。反差 別大連盟の活動は、初めて会議に参加するような 人びとに対しても向けられていたのであった。

また、一般市民からのサポートについての印象 的なエピソードも語られた。

ある時、交通機関からタクシーに乗ってダウン症協会に行きました。タクシーの運転手が私に話しかけてきて「なぜダウン症協会に行くの?」と聞きました。私は、「私はこの香港ダウン症協会の会長です」と答えました。すると彼は、「ああ、あなたは素晴らしい仕事をしている。今回の旅行は無料だよ」と言われました。沢山の支援がありました。タクシーに何度無料で乗ったことか(謝永齢氏へのインタビュー2012.02.16)。

タクシーの運転手から認知されていたということは、反差別大連盟のメディア戦略が有効であったといえるだろう。反差別大連盟の活動は、一般市民にも届いていたといえるのではないだろうか。

⑤まとめ

反差別大連盟は、立法府、マスメディア、一般の人びとにも向けた活動を行った。本人たちが述べるように、香港復康連会との「分業」のように、香港復康連会の活動を補う形で行われていた。この語りからは、反差別大連盟が、香港復康連会と「内なる対話」を行っていたことがわかる。これまで意見を述べる機会がなかった障害者が活動の中でエンパワメントされていったという事例からは、エイブリズムへの抗いを見ることができる。マスメディアを利用した活動からは、より多くの人びとに呼びかける姿勢が見て取れる。タクシーの運転手のエピソードは呼びかけが人びとに届い

ていたことを示している。反差別大連盟はその活動を通して、香港復康連会が対象としていなかった人びとの多声性を実現するとともに、「内なる対話」を通じて、香港社会全体の多声性を確保していたのであった。

4. 分析

4-1. 香港障害者差別禁止条例制定過程に見られる多声性

ここまで見てきたように,香港復康連会と反差 別大連盟は,さまざまな相手との対話を行ってい た。

香港復康連会のメンバーが語る対話と反差別大連盟のメンバーが語る対話の性質は異なっている。タスクグループのメンバーの語りには、葛藤がない。タスクグループのなかであまり議論はなかったというインタビューでの語りはその一例である。しかし、この対話から排除されている「声」が存在するのではないか。それは、障害者団体に組織されていない障害者や法律に反対する人びとの声である。

一方、反差別大連盟のメンバーたちは連帯をしていたわけではない。謝永齢が「活動中心」と述べるように、集う仲間はその時々に異なっていた。反差別連盟において、さまざまな声はバフチンのいうように自立のままでとどまっている。もう一つ、反差別大連盟と香港復康連会との関係も重要である。反差別大連盟のメンバーは筆者の質問にこたえ、「分業ともいえる」と述べた。「すべてのことをすることはできない」などの語りもある。

ここには、反差別大連盟の香港復康連会との「内なる対話」がある。香港復康連会が「反差別大連盟は存在していない」というように、香港復康連会と反差別大連盟は直接会っていないのかもしれない。しかし、少なくとも、反差別大連盟は香港復康連会と対話をしていた。香港復康連会と反差別大連盟との間にも、自立した複数の声が存在したのである。

香港復康連会は政府,行政,議会などとの相互 行為を行っていた。行政は行政の論理,形式的な 合理性に従って動いている。行政に対応する際には、その論理に従わなければならない。その際に必要なのは、形式合理的に議論を進めていくことのできる(Able)者の存在である。

エイブリズムが蔓延している社会では、エイブリズム的戦略を取ることが、自らの目的を果たすうえで、最良の戦略となる。政府、行政、議会といったフォーマルな組織に対して、香港復康連会が果たした役割は大きい。しかしそこに、エイブリズムに取り込まれる可能性が生まれる。香港全体社会をエイブリズムに取り込まれることを防いだのが反差別大連盟であった。反差別大連盟はエイブリズムでは排除されてしまう存在もまた、包摂した。たとえ意見を言うことができなくても、共にいるということを大事にした。団体だけではなく、個人ベースでの活動を包摂した。その対象は一般の人びとにも向けられた。香港の社会運動は、全体としてさまざまな人を包摂し、多声性を確保したのである。

4-2. 多声性がなぜ確保されたか

香港の障害者運動は、多声性をなぜ確保することができたのだろうか。ここでは、社会運動論の 知見を使って説明する。

社会運動論においては、社会運動間の「連帯」についての議論の蓄積がある。 ホリー・マッキャモンとネラ・ヴァンダイクは先行研究の分析から連携が起きる条件を考察している(McCammon & Van Dyke 2010: 310)。彼らによれば、イデオロギーが共通していることが、連携の十分条件になるという。それに加え、社会運動組織は、外部環境に資源が十分にある場合、政治的脅威がある場合に連携するという。つまり、政治的な状況における脅威、経済的な観点からすると資源が十分にあること、そして、文化的な側面からするとイデオロギーの共通性が連帯を生じさせる。

近年、社会運動論において、連帯以外の社会運動の関係性を把握しようとする議論がある。実は、社会運動団体間の連帯は多いわけではなく、連帯していない運動の例は多く存在する。ナンシー・ウィッティアは、社会運動間の関係性の中の、「協

働的敵対関係」に着目した(Whittier 2018:4)。「協働的敵対関係」とは、イデオロギーが異なるが、目標が同一であるためにいくつかの相互行為を行う社会運動間の関係性のことをさす。協働的敵対は特定の問題をめぐる政治的機会または脅威によって生じうるが、その場合、問題はイデオロギー的に幅広いものであるか中立的なものでなければならない。この分析においても、政治的要因、経済的要因、文化的要因が説明要因として挙げられている。

本稿の関心にひきつければ、ウィッティアは相 互行為がたとえ行われていなくても、何らかの関 係性が生じている可能性を示してくれている。香 港の2つの団体の活動は、ウィッティアの「協働 的敵対関係」の一つの形であろう。

では、香港におけるこの2つの団体の政治的・ 経済的・文化的要因を見てみよう。第1に、障害 者差別禁止条例制定時の政治的な状況について述 べると、当時、香港は植民地であり、植民地政府 が支配していた。1997年に中国返還を控えた香 港植民地政庁は、民主政治の基礎を築いた。胡紅 玉が法案を提出できた理由も、香港植民地政庁が 民主化を支持していたからである。香港は差別事 件の後、行政府が条例制定を確約した。そのため、 運動の焦点は法案の質の向上に当てられた。つま り、当時の障害者団体は障害者差別禁止条例成立 を妨害するような、政治的な脅威からは無関係で あった。

第2に、経済的な側面から、2つの団体について検討してみよう。香港復康連会は香港政庁のパートナーとしての位置づけがあり、香港政庁からの補助を受けている。一方、反差別大連盟の主要メンバーは大学の教員であった。こうした事実だけでは、それぞれのメンバーや組織が十分に経済的に潤っていたということはできない。しかし、資源の使い道について考えてみると、状況は異なってくる。連帯は乏しい資源を補い合うために行われることがある。そして、社会運動において大きな額を占めるのは、人件費である。香港の団体のメンバーはその他の場所から収入を得ており、資源を必要としなかった。つまり、経済的な

観点からすると,連帯を促進させる誘因が生じな かったといえる。

第3に、社会的な状況について見る。文化的観点から見てみると、この2つの団体は、異なるフレームのもとで運動を行っていた。一つが求めていたのは障害者の権利であり、もう一つは人権全体であった。障害者の権利はもちろん人権に包摂されるが、葛藤が生じる場合もある。

このように、香港で「多声性」と呼ぶことのできる状況が成立したのは、政治的に機会が開かれ、資源が不足していないという、特殊な状況のもとでであった。

5. おわりに

私たちはエイブリズムの社会のなかに生きる。この社会のなかでは、私たちは意図していなくても、たえずエイブリズムを取り込んでしまう。障害者も、障害者運動も同様である。同じ社会のなかに生きるということは、障害のあるなしにかかわらず、エイブリズムを内面化しているということである。障害者差別主義によって、私たちは歪められている。

本稿が対象とした、香港障害者差別禁止条例制定を目指す取り組みにおいては、障害者運動と人権運動が共存した。人権運動は、エイブリズムに抗う社会運動として、障害者運動を補完するものであった。障害者運動がなければ、障害者差別禁止条例の内容に当事者の意見を反映させることはできなかった。人権運動がなければ、さまざまな人びとを運動の中に関与させることができなかった。社会運動の複数性によって、香港の障害者差別禁止条例制定運動はエイブリズムに対抗しうることができたのだった。

注

- 1) Ableism の訳について定訳はない。石島健太郎は「健常主義」と訳している(石島 2015)。Sexism(性差別主義), Racism(人種差別主義)になぞらえて,「能力差別主義」とすることも考えられる。本研究ではセクシズムやレイシズムが日本語として用いられていることを勘案して,エイブリズムと記述する。
- 2)「愛滋病組織反差別連席会議」は、エイズ財団、エイズ

ケア協会,聖ヨハネ HIV ドロップインセンター,香港 記念キルトプロジェクト,エイズコンサーンで構成されていた(AIDS Concern 1995)。

対対

- AIDS Concern, 1995, "Message from Graham Smith," AIDS Concern News, 2 (4).
- Бахти́н, М. М., 1929, *Проблемы творчества Достоевс кого*, Ленинград: Прибой. (桑野隆訳, 2013, 『ドストエフスキーの創作の問題』平凡社.)
- Campbell, F. K., 2012, "Stalking Ableism: Using Disability to Expose 'Abled' Narcissism," D. Goodley, B. Hughes and L. *Davis eds., Disability and Social Theory: New Developments and Directions*, Palgrave Macmillan, 212-230.
- Cooper, T. L. and T. L. Lui, 1990, "Democracy and the Administrative State: The Case of Hong Kong, *Public Administration Review*, 50 (3): 332-344.
- Durkheim, E., 1924, *Socioligie Et Philosophie*, Félix Alcan. (佐々木交賢訳, 1985, 『社会学と哲学』恒星社厚 年関)
- Goodley, D., 2014, *Dis/ability Studies: Theorising Dis-ablism and Ableism*, London and New York: Routledge.
- Hong Kong Council of Social Service, 1994, "Council' s News," *Welfare Digest*, 241 (4).
- Hong Kong Council of Social Service, 1995, "Feature Article: Disability Discrimination Ordinance," *Welfare Digest*, 252 (4).
- Hong Kong Council of Social Service, 2011, "Brief History of HKCSS,"
- (Retrieved January 28, 2011, http://www.hkcss.org.hk/abt_us/index_e.asp).
- 石島健太郎, 2015,「障害学の存立基盤――反優生思想と 健常主義批判の比較から」『現代社会学理論研究』9: 41-
- Joint Council, 2010, "In Brief", (Retrieved May 28, 2010, http://www.hkcss.org.hk/rh/ JCINBRIEF_E%20 2010Mar.doc).

- 桑野隆, 2011, 『バフチン――カーニヴァル・対話・笑い』 平凡社.
- Legislative Council, "Proceedings,"
- (Retrieved January 7, 2022, http://www.legco.gov.hk/yr94-95/english/lc_sitg/hansard/h950728.pdf).
- Mak, H. W., 1999, "Movement against Discrimination in Hong Kong: A Case Study,"
- paper presented at the International Association for Community Development Conference on Strategies for Democratic Renewal. IACD, Edinburgh, UK.
- McCammon, H. J. & N. Van Dyke, 2010, "Applying Qualitative Comparative Analysis to Empirical Studies of Social Movement Coalition Formation," N. Van Dyke and H. J. McCammon eds., *Strategic Alliances: Coalition Building and Social Movements*, Minneapolis: The University of Minnesota Press, 292-315.
- 森脇俊雅, 2010, 『政策過程』ミネルヴァ書房.
- 西原和久, 2003, 『自己と社会――現象学の社会理論と〈発生社会学〉』新泉社.
- 沢田ゆかり, 2003,「香港における市場親和型「福祉国家」の試練――強制積立養老保険基金(MPF)の成立を中心に」宇佐見耕一編『新興福祉国家論――アジアとラテンアメリカの比較研究』アジア経済研究所, 135-166.
- Shildrick, M., 2012, *Dangerous Discourses of Disability, Subjectivity and Sexuality*, Palgrave Macmillan.
- 谷垣真理子,1997,「香港」小島朋之・国分良成・倉田秀也・ 高橋伸夫・谷垣真理子・長田彰文・中見立夫・平岩俊司・ 若林正丈著『東アジア――アジア〈1〉朝鮮半島・中国・ 香港・台湾・モンゴル』自由国民社,325-373.
- Tarrow, S., 1998, *Power in Movement: Social Movement and Contentions Politics*, second edition, Cambridge University Press. (大畑裕嗣監訳, 2006, 『社会運動のカ――集合行為の比較社会学』彩流社.).
- University of Hong Kong, 1999, Hong Kong Equal Opportunity Law: Legislative History Archive, 1993-1997: Document Archive Volume 1.
- Whittier, N., 2018, Frenemies: Feminists, Conservatives, and Sexual Violence, New York: Oxford University Press.